

平成23年4月27日

## 東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業(文化財ドクター派遣事業)について

文化庁では、このたび、東日本大震災によって被災した文化財である建造物の被災状況の調査を実施するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行うため、標記事業を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

### <担当>

文化庁文化財部参事官(建造物担当)

参事官 村田健一(内線 2790)

参事官補佐 井上敏昭(内線 2791)

修理企画部門 田中禎彦(内線 2795)

電話：03-5253-4111(代表)

平成23年4月27日  
文化庁次長決定

## 東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業実施要項

### 1 事業の目的

東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（以下「復旧支援事業」という。）は、東日本大震災によって被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、応急措置及び復旧に向けての技術的支援等を行うことにより、我が国の貴重な文化財である建造物を保護することを目的とする。

### 2 事業の内容

東日本大震災により被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行う。

### 3 事業の対象物

国・地方の指定等の有無を問わず、文化財である建造物とする。

### 4 事業の実施体制

- 1) 文化庁は、復旧支援事業の実施に当たって、被災地各都県と基本方針を協議する。
- 2) 復旧支援事業は、社団法人日本建築学会が、文化庁と連絡調整のうえ、関係機関の連携協力を得て行うこととする。
- 3) 文化庁は、必要に応じて、各都道府県教育委員会及び関係機関に対し、文化財の専門職員の派遣等について協力を要請する。
- 4) 文化庁は、必要に応じて、文化庁職員を派遣し、社団法人日本建築学会と協力して、被災した文化財である建造物に関し、被災状況の調査並びに応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行う。

### 5 事業の実施期間

復旧支援事業の実施期間は、平成23年4月27日から平成24年3月31日までとする。

### 6 その他

文化庁における事業の事務は、長官官房政策課及び文化財部各課の協力を得て、文化財部参事官（建造物担当）が行う。

# 東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業 (文化財ドクター派遣事業)

